

地区計画の区域内における行為の届出書

令和5年 4月 1日

(宛先)
秦野市長

届出者 住所 秦野市桜町一丁目3番2号
氏名 秦野 太郎、秦野 花子
電話 0463-00-0000

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
 建築物の建築又は工作物の建設
 建築物等の用途の変更
 建築物等の形態又は意匠の変更
- について、次のとおり届け出ます。

- 1 行為の場所 秦野市桜町一丁目3番2号
2 行為の着手予定日 令和 5年 5月 1日
3 行為の完了予定日 令和 5年 11月 31日
4 設計又は施行方法

・事務所兼用住宅の新築
・駐車スペースの築造のための切土及び擁壁の築造
の場合を想定した記載例

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			15.7 m ²
建築物の建築又は工作物の建設	(2) (イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要	届出区分		届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			160.05 m ²
		(ii) 建築又は建設面積	50.01 m ²	0 m ²	50.01 m ²
		(iii) 延べ面積	110.05 m ² (70.00 m ²)	0 m ² (0 m ²)	110.05 m ² (70.00 m ²)
(iv) 高さ 地盤面から 8.41 m	(v) 用途 事務所兼用住宅				
		(vi) 垣又はさくの構造：メッシュフェンス			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
	m ²				() 内は住宅部分の面積。専用住宅の場合、上と同じになります。
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				

備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
 - 当該建築物の建築については、(2) (ロ) (iii) 延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - 当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (i) 敷地面積の合計欄及び(2) (ロ) (iii) 延べ面積の合計欄(同欄中の () は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

<代理人等連絡先>

住所 秦野市桜町一丁目3番0号

氏名 秦野 歩

電話 0463 (00) 0000

※ 代理人等による届出の場合は、委任状を添付してください。

メッシュフェンスの基礎の立ち上がり、
高さを配置図等に明示して下さい。

注 意 事 項

- 1 この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。
- 2 この届出書は、都市部建築指導課（西庁舎2階）へ提出してください。
 ※ 届出書は、2部（正本・副本）提出してください。
 ※ 代理人等による届出の場合は、委任状を添付してください。
- 3 この届出書には、次の図面を添付してください。

切土部分分かるもの
配置図を兼ねても可

行為の種別	図面	縮尺	備 考
(1) 土地の区画形質の変更	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域を表示 方位、道路及び目標となる地物
	設計図	1/100 以上	区画形質の判断できる図面一式
(2) 建築物の建築 工作物の建設	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域 方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	平面図	1/100 以上	各階のもの（建築物の場合）
(3) 建築物等の用途の変更	立面図	1/100 以上	2面以上 屋根・外壁のマンセル値を明示
	求積図	1/200 以上	敷地面積求積図
	断面図	1/20 以上	工作物の場合 擁壁の断面図を添付
(4) 建築物等の形態 又は意匠の変更	位置図	1/2,500 以上	当該行為を行う土地の区域を表示 方位、道路及び目標となる地物
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物等の位置を表示
	立面図	1/100 以上	2面以上

地区ごとに審査基準が定められておりますので、事前に適合性をご確認ください。